

川崎市教育委員会訓令第2号

事務局各課

各教育機関

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月17日

川崎市教育委員会

教育長 落合 隆

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令

教員特殊業務手当の支給に関する規程（平成20年川崎市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に規定する業務のうち市立学校の管理下において行われる部活動における生徒等に対する指導の業務 当該業務に従事した日において、業務に従事した時間（学年始休業、夏季休業、秋季休業、冬季休業又は学年末休業の日においては、正規の勤務時間外に業務に従事した時間に限る。）が30分以上に及ぶもの

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に規定する業務のうち学校行事として行われる保健及び安全的行事における生徒等に対する指導の業務 週休日若しくは条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が30分以上に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で30分以上に及ぶもの

第3条第3号及び第4号中「4,800円」を「5,100円」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に掲げる業務

ア 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が2時間30分以上であるとき。 2,700円

イ 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が1時間30分以上2時間30分未満であるとき。 1,800円

ウ 業務に従事した時間が1時間30分以上であるとき（ア及びイに掲げるときを除く。）。 1,800円

エ 業務に従事した時間が1時間30分未満であるとき。 1,300円

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。